

○執行機関の附属機関に関する条例（抄）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	省 略	省 略
教育委員会	大阪市学校適正配置審議会	省 略
	大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び市立中学校において使用する教科用図書の選定に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務
	省 略	省 略
市長及び教育委員会	省 略	省 略

（共同設置の附属機関）

第1条の2 省 略

（委任）

第2条 第1条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

2 省 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。